

第10節 郵政行政の展開

1 郵政行政の推進

総務省は、郵政事業のユニバーサルサービスを将来にわたって安定的に確保するための制度の適切な実施及び方策の検討を行うとともに、郵便局を国民生活の安心・安全の拠点として活用するため、利用者の目線に立った新たな事業の展開及び郵便局の利便性の向上を促進している。

2018年（平成30年）6月に、郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度（図表4-10-1-1）が創設され、2019年（平成31年）4月から制度運用が開始された。独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が、交付金の交付、拠出金の徴収等を実施している（2019年度（令和元年度）における日本郵便への交付金の額：約2,952億円、拠出金の額：ゆうちょ銀行が約2,378億円、かんぽ生命保険が約576億円）。

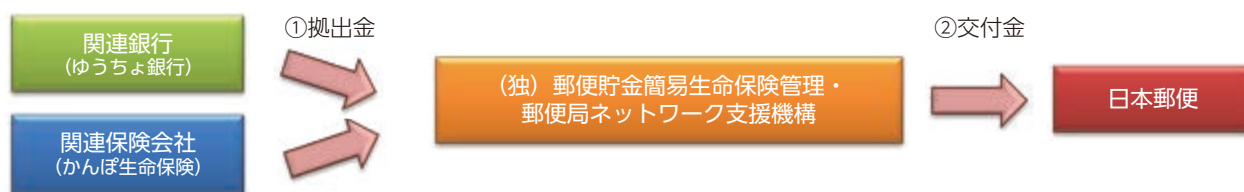
また、少子高齢化、人口減少、ICTの進展など社会環境が変化する中、2018年（平成30年）7月、情報通信審議会（郵政政策部会郵便局活性化委員会）から、郵便局による地方自治体窓口業務の受託、児童・高齢者のみまもり、買い物支援といった郵便局の利便性向上策の方向性等について答申^{*1}を得た。総務省としては、この答申を踏まえ、2019年度（令和元年度）予算の「郵便局活性化推進事業（郵便局×地方自治体等×ICT）」（図表4-10-1-2）を実施し、郵便局と地方自治体等の連携のあり方について調査・検証を行っていく予定である。

郵便サービスのあり方については、利用者ニーズの変化への対応と適切で安定的なサービスの提供に向け、引き続き郵便局活性化委員会において議論を行っている。2018年（平成30年）11月の会合では、日本郵便株式会社から、普通扱い郵便物の配達頻度の見直し（土曜日配達休止）や送達日数の見直し（翌日配達廃止）等を求める要望があった。これらの制度見直しを含め、意見公募等を通じて利用者の意見等を踏まえつつ、慎重に検討していくこととしている。

また、2019年（平成31年）4月、利用者の利便性を向上させる観点から、ゆうちょ銀行の預入限度額について、通常貯金と定期性貯金の預入限度額を別個に設定し、それぞれ1,300万円ずつとする見直しを行った。

さらに、総務省及び金融庁は、2018年（平成30年）12月、かんぽ生命保険に対して「引受基準緩和型商品」及び「先進医療特約」の引受業務について、郵政民営化法（平成17年法律第97号）に基づく認可を行った。

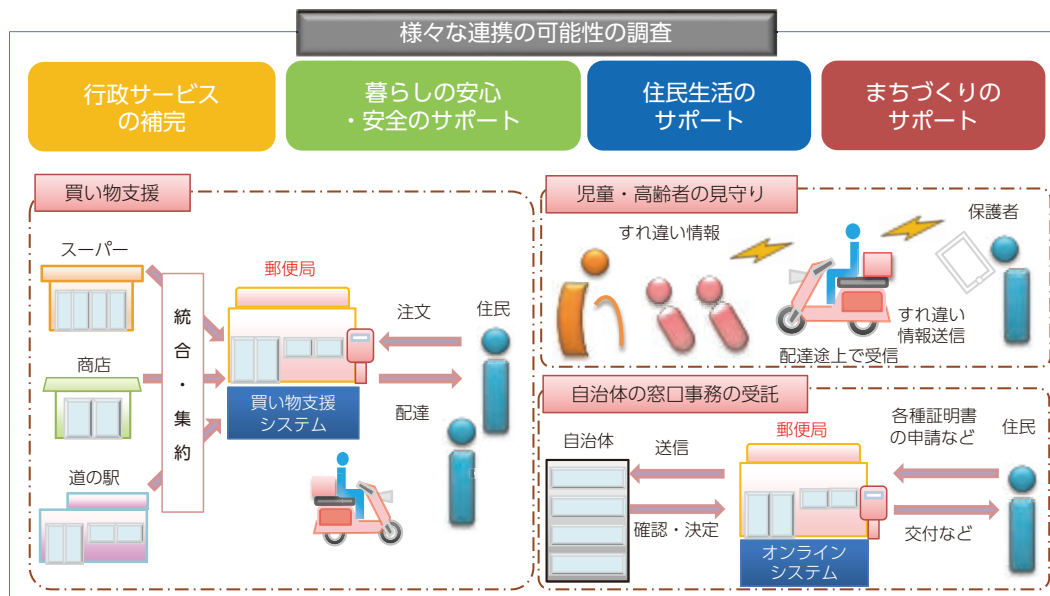
図表4-10-1-1 郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度



*1 「少子高齢化、人口減少社会等における郵便局の役割と利用者目線に立った郵便局の利便性向上策」：
http://www.soumu.go.jp/main_content/000563794.pdf

図表4-10-1-2 郵便局活性化推進事業（郵便局×地方自治体等×ICT）

- ・概要
郵便局の強みを生かしつつ、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進していくために、ICTを活用するなどした郵便局と地方自治体等の連携のあり方について調査・検証し、その成果を全国の郵便局、地方自治体等へ普及展開する。
- ・令和元年度予算額 20百万円



2 国際分野における郵政行政の推進

総務省は、政府の「インフラシステム輸出戦略^{*2}」の一環として、日本型郵便インフラシステムの海外展開を推進している。この取組では、主に新興国・途上国を対象に、我が国の郵便の優れた業務ノウハウや関連技術を提供し、郵便事業の近代化・高度化を支援している。また、郵便業務そのものに関する協力に留まらず、郵便ネットワークや郵便局を活用した新規ビジネス・サービスを相手国に提案し、知見を有する我が国企業の参入を促進している。

例えば、ミャンマーでは2018年（平成30年）5月に政府間の郵便分野における協力に関する覚書を更新し、ODA（政府開発援助）による技術協力プロジェクトとして、日本の郵便の専門家による技術指導を続けてきた。また、郵便局におけるコピーサービスの提供や広告を表示できる番号呼出案内機の設置等、日本企業の提案する新たなビジネス・サービスの実現を後押ししている。

ベトナムにおいては、政府間の覚書の下、郵便業務に関するコンサルティングが実施され、2018年（平成30年）11月には、日本企業が機材及び区分機を納入した日本型の区分センターが新設された。さらに、日本企業とベトナム郵便との協業により、郵便局における電子マネーでの年金支給が開始されるなど、様々な案件が結実している。

このほか、ロシアでは、政府間のICT・郵便分野の協力に関する覚書などを踏まえ、国際交換局への区分機等納入、郵便局における日本製品の販売、越境Eコマースの実現に向けた取組など、協力の具体化を促進している。タイでも、政府間の覚書の下、ICTを利用した新サービス等の実施を目指しタイ郵便と日本企業との協力を支援している。インドでは、政府間で覚書に署名し、日本のノウハウ・技術を活用した郵便サービスの改善・近代化に着手したところである。

また、国連の専門機関の一つである万国郵便連合（UPU）においては、万国郵便大会議（2016年（平成28年）開催）等で定められた新たな方針に基づき、国際郵便の利用者の利便性と安全性の向上のため、国際郵便に関するルールづくり等を進めている。

*2 インフラシステム輸出戦略：https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai37/siryoku2.pdf

3 信書便事業の推進

「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)により、民間事業者も信書の送達事業を行うことが可能となった。郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲の役務のみを提供する特定信書便事業については、532者(2019年(平成31年)3月末現在)が参入しており、顧客のニーズに応じて、一定のルートを巡回して各地点で信書便物を順次引き受け配達する巡回集配サービスや、比較的近い距離や限定された区域内を配達する急送サービス、お祝いやお悔やみ等のメッセージを装飾が施された台紙等と一緒に配達する電報類似サービス等が提供されている。

総務省では、信書便事業の趣旨や制度内容に関する理解を促進し、信書を適切に送っていただくため、信書の定義や信書便制度などについての説明会を総合通信局及び沖縄総合通信事務所(全国11機関)が開催している。